

入札説明書

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会に係る傷害保険,
賠償責任保険及び動産総合保険加入業務

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会

〒890-8577
鹿児島市鴨池新町10番1号(県庁10階)
(電話) 099-286-2866

令和5年4月17日に公告した燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会に係る傷害保険、賠償責任保険及び動産総合保険加入業務に係る一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和5年4月17日（月）

2 契約担当者

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会 会長 塩田 康一

3 入札に付する事項

(1) 件名

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会に係る傷害保険、賠償責任保険及び動産総合保険業務

(2) 保険種目

傷害保険、賠償責任保険、動産総合保険

(3) 補償内容

仕様書のとおり

(4) 契約方法

一般競争入札（紙入札）による

4 入札に参加する者に必要な資格

(1) 鹿児島県内に本社又は営業所等を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(3) 入札書の提出期限の時点で、鹿児島県から競争入札への指名停止又は見積もり合わせへの参加排除中でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(5) 「鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱」（平成23年9月27日制定）第3条の規定に該当しない者

5 入札参加資格の審査等

(1) 資格審査

本入札に参加しようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書（様式第1号）に、次のア及びイの書類を添付して提出し、入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。

ア 法人等概要書（様式第2号）

イ 次に掲げる納税証明書

(ア) 消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書

(イ) 鹿児島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税について未納の税額がないことの証明書

(2) 提出場所及び提出期限

ア 提出場所

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会事務局 総務企画課
（鹿児島県国体・全国障害者スポーツ大会局 総務企画課）

所在地：〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10 番1号（県庁行政庁舎10 階）

イ 提出期限

令和5年4月21日（金）午後5時

ウ 提出方法

郵送又は持参による。

(3) 資格審査の結果

資格審査の結果は、令和5年4月24日（月）に書面及び電話により通知する。

(4) 提出書類に関する説明

資格審査を受けるために書類を提出した者（以下「提出者」という。）は、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) その他

ア 提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、返却しない。

6 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書（様式第3号）に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年4月25日（火）午後14時

イ 場所

鹿児島県庁（行政庁舎14階） 14-A-1 会議室

(3) 入札書の提出方法

入札書（様式第3号）を封筒に入れて（ノリ付け不要）、かつ、封皮に「入札額・法人等名」を記入し、(2)のアの日時にイの場所に持参すること。

(4) 入札参加資格審査結果通知書の提示

入札をしようとする者は、5の(3)により通知された資格審査結果の通知書の写しを掲示すること。

(5) 代理入札

代理人により入札しようとするときは、(2)のAの日時までに委任状（様式第4号）を提出すること。

なお、この入札に参加する者及びこの入札に参加する者を代理する者は、この入札に参加する他の者を代理することはできない。

(6) 開札

開札は、(2)の日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、地方自治法施行令第167条の8第1項の規定により当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行うものとする。

(7) 再入札

1回目の入札が不調となり、再度の入札に付することとなった場合は、再度の入札及び開札は同日中に行うものとする。

7 入札説明書等に関する質問書の提出期限、提出先及び提出方法

(1) 提出期限

令和5年4月21日（金）午後5時

(2) 提出先

5の(2)のAに同じ。

(3) 提出方法

入札説明書等に関する質問がある場合には、質問書（様式第14号）により提出すること。

なお、当該書面はファクシミリでの提出を原則とし、併せて、ファクシミリ送付後に電話連絡をすること。

(4) 回答

質問に対する回答は、書面により速やかに入札参加資格者全てに対して行うものとする。

8 入札保証金

(1) 納付方法等

令和5年4月25日（火）午後1時30分までに、見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）事務局に納付すること。

入札保証金は、入札終了後還付する。落札業者は、入札保証金を納付しているときは、これを契約保証金に充当することができる。

なお、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
また、次のイに掲げる書面提出により入札保証金の免除を受けようとする者は、令和5年4月24日（月）午後5時までに事前審査を受けること。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県実行委員会を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 入札保証金に代わる担保

ア 政府の保証のある債券

イ 契約当事者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）が振出し又は支払保証をした小切手

ウ 契約当事者が確実と認める金融機関が引受け又は保証若しくは裏書をした小切手

エ 郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書（差出人が受取人を指定しないものに限る。）

9 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89条）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過小の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

10 落札者の決定の方法

開札後、有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

この場合において、最低価格入札者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

11 最低制限価格

設定しない。

12 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

13 契約保証金

契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、政府の保証のある債券、契約当事者が確実と認める金融機関が振出し若しくは支払保証した小切手、契約当事者が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形又は郵便貯金銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書（差出人が受取人を指定しないものに限る）でも可）を、契約当事者が指定する日時までに納付しなければならない。（契約の相手方は、入札の際、入札保証金を納付しているときは、これを契約保証金に充当することができる。）

ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。(2)に該当する場合は事前審査を受けること。

なお、契約保証金は、契約の履行を確認した後、これを還付する。

(1) 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(2) 入札に参加しようとする者が、過去2箇年間の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるときに限る。）。

14 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会事務局 総務企画課

（鹿児島県国体・全国障害者スポーツ大会局 総務企画課） 担当：吉満

電話：099-286-2866 ファクシミリ：099-286-5553

メールアドレス：kokutai-soumu@pref.kagoshima.lg.jp